

探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正の概要

令和6年4月1日 改正施行

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、探偵業法等の一部改正がなされ、令和6年4月1日より下記項目が変更となります。

下記変更点をご確認の上、お間違えのないようにしてください。

★届出証明書の廃止

- 届出証明書の廃止に伴い、「探偵業開始届出」「変更届出」にかかる手数料が不要となります。
- 届出の際、「届出証明書」の交付はなくなりますが、届出をされた場合は、届出書の受理番号等を口頭でお伝えする予定です。
- 「探偵業開始届出」、「変更届出」とも、届出要領や添付書類に変更はありません。
- 届出証明書の返納義務がなくなったことから、令和6年4月1日以降、各種届出時や立入り時などにおいて、届出証明書を回収させていただきますのでご協力をお願いします。（法律上、廃棄しても問題ありませんが、個人・法人情報等が掲載されていますので取扱いには十分注意してください。）

★標識の新設及び掲示

標識の様式

別記様式第4号（第5条関係）

探偵業者

届出書を提出した 公安委員会	
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする場合に使用する 名称	

◎探偵業者は、自ら作成した「標識」を主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイト上でも掲示をしなければなりません。

※ウェブサイト上の掲示については、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に明瞭に掲示する必要があります。

◎ウェブサイト上における掲示義務は、下記のいずれかに該当する場合は免除されます。

- 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

◎「標識」は、探偵業者側において、改正探偵業法施行規則第5条で規定された様式（右記様式）を作成していただく必要があります。

改正後、滋賀県警察のホームページにも掲載する予定ですので、参考にしてください。

◎改正施行後に、開始届出や変更届出を行った業者だけが対象となるものではなく、届出をしているすべての探偵業者が対象となります。

- 記載要領 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【お問い合わせ先】

滋賀県警察本部生活安全企画課
許可等事務担当室

TEL: 077-522-1231 (内線: 3027)

